

# **議案第1号**

## **景観重要建造物等の指定について(付議)**

## **1. 前回までの報告**

## **2. 指定について**

- ①御瀧不動尊金蔵寺の大師堂（建造物）**
- ②印内八坂神社のイチヨウ（樹木）**
- ③正伯公園のクスノキ（樹木）**
- ④中央公民館前広場のキョウチクトウ（樹木）**

# 1. 前回までの報告

# 第7回景観総合審議会の報告内容

## 【今年度の取り組み】

- ・既存の指定先に助成制度について案内
- ・新規指定候補の募集、検討

## 【評価シートの作成】

- ・既存の評価シートに具体的な評価指標がなかったことから、新たに評価シート(案)を作成  
⇒ 第7回審議会でのご意見を参考に修正

## 【指定候補】

- ・御瀧不動尊金蔵寺の大師堂（建造物）
  - ・印内八坂神社のイチョウ（樹木）
  - ・正伯公園のクスノキ（樹木）
- ⇒ 中央公民館前広場のキョウチクトウ（樹木）を加え、4件の指定について本審議会で諮問

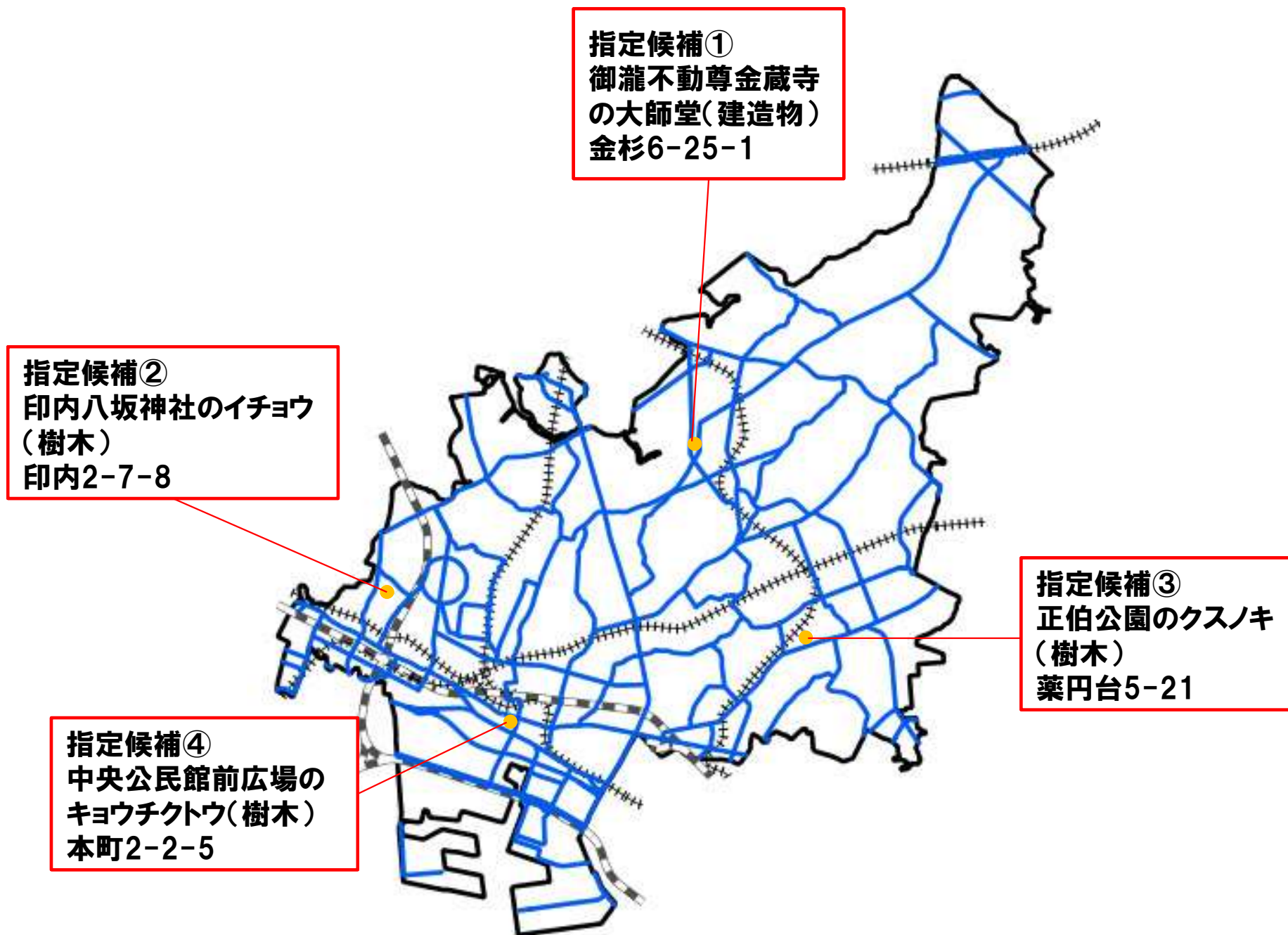
# 第7回景観総合審議会ですいただいた主な意見と対応

	審議会意見	対応
ア	<p>評価シート(案)について、シートの構成、評価内容等に分かりづらい点があるので、整理した方がよいのではないか？</p>	<p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価項目」のうち、指定のために必須の項目については「指定要件」として区別した。</li> <li>・「評価項目」のうち、「景観資源としての特徴」の名称を「景観調和・象徴性」に変更し、人を集めているものや目的性を持つもの（観光名所になっている等）を評価指標として追加した。</li> </ul>
イ	<p>（正伯公園のクスノキについて指定の判断をするにあたり）</p> <p>高崎市の評価指標では「桑畑や梅林など」を指定対象とするようだが、これは特定の桑畑や梅林のことを指すのか、市内のいくつかの集合体としての桑畑や梅林のことを指すのか？</p>	<p>高崎市に確認したところ、「全ての桑畑や梅林が対象となる訳ではなく、地域産業として利用された歴史があるものを指定対象として想定している。なお、現在景観重要樹木の指定はない」との回答があった。</p>


## 2. 指定について

- ①御瀧不動尊金蔵寺の大師堂（建造物）
- ②印内八坂神社のイチヨウ（樹木）
- ③正伯公園のクスノキ（樹木）
- ④中央公民館前広場のキョウチクトウ（樹木）

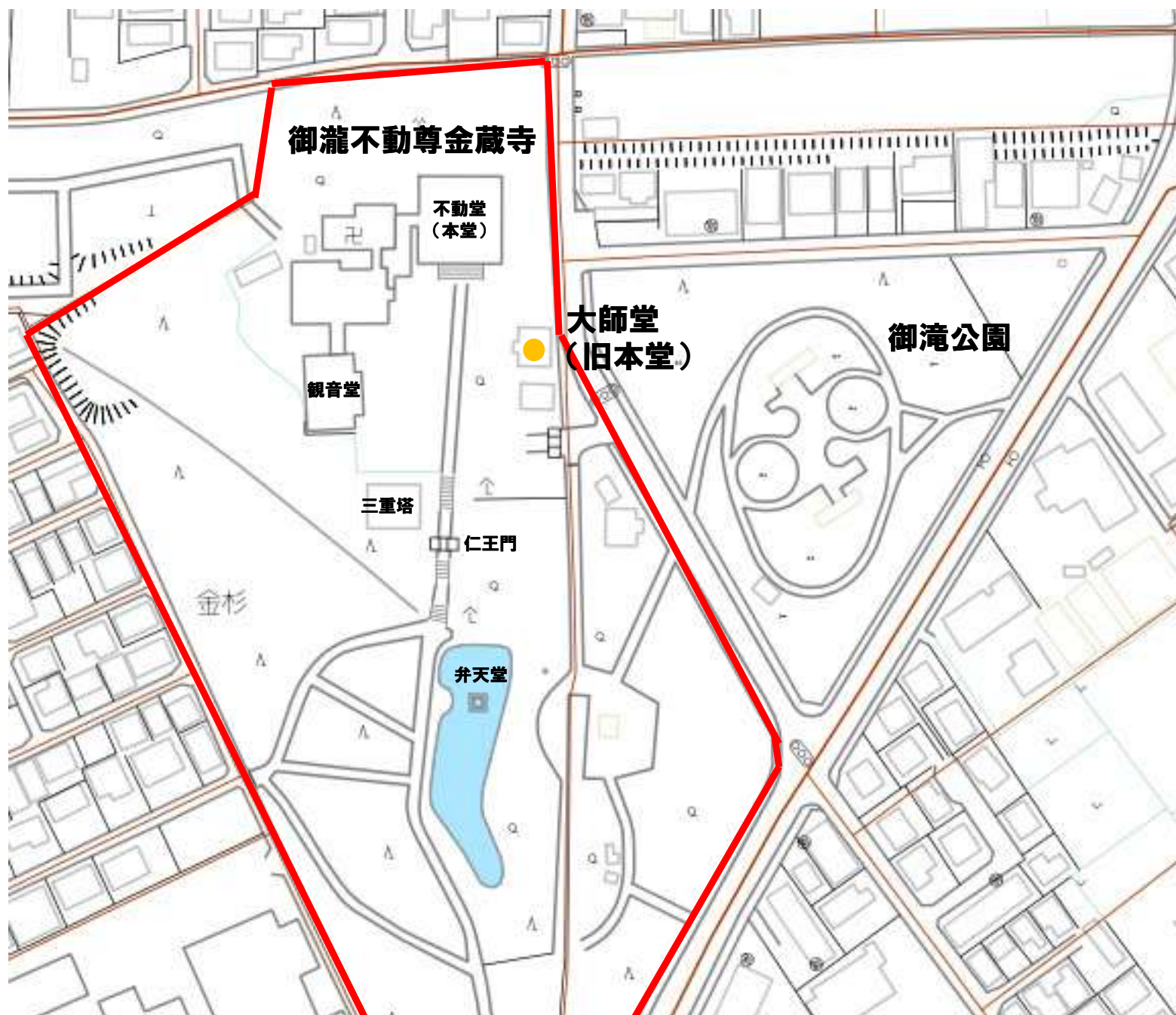
# 位置



# 指定候補①

<p>名称：御瀧不動尊金蔵寺の大師堂 <small>おたきふどうそんこんぞうじ</small></p>	<p>・建築年：<small>かえい</small> 嘉永4年(1851年)</p>
<p>所在地：船橋市金杉6-25-1</p>	<p>・建築様式：<small>いりもやづくり</small> 入母屋造 <small>からはふ</small> 唐破風</p>
<p>種類：建造物</p>	<p>・間口：11.5m(浜縁含む) ・奥行：11.5m(浜縁含む)</p>
	

# 指定候補①



# 指定候補①

## 調査内容（御瀧不動尊金蔵寺の大師堂）

指定理由	所有者（御瀧不動尊金蔵寺）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"><li>・「船橋市景観80選」から選定</li></ul> <p>【指定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・境内には本堂をはじめ、三重塔や仁王門などの建造物や樹木が存在する</li><li>・中でも大師堂は境内で最も古い建造物であり、約200年前に建立され、歴史的特性を有する</li><li>・大師堂はかつて本堂として利用され、現在も、大師堂の前の広場において年間を通じて祭事が行われており、来訪者に広く親しまれている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・縁起(社寺の沿革)によれば、現在の大師堂は嘉永4年(1851年)に再建されたもので、江戸時代の彫刻師による刻銘がある</li><li>・新しい本堂の建設に伴い、現在の場所に曳家で移設された</li></ul>
	<p>その他関係者へのヒアリング</p> <p>(意見募集の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・なし</li></ul>

# 指定候補①

## 評価シート（御瀧不動尊金蔵寺の大師堂）

確認事項	判定	判定理由
指定対象が建造物である	○	建造物である
公共の場所から望見できる	○	公共に開放された寺
評価指標	評価	評価理由
指定・登録文化財に該当する	×	該当なし
自然・田園に関する景観特性を有するもの	○	滝不動風致地区。寺全体として四季折々の自然の景観特性を有する。建造物は趣あるまちなみの景観形成に寄与している
歴史的・伝統的な建築様式やデザインを有するもの	○	約200年前に建立
芸術性・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	○	寺全体として「船橋景観80選」に選出。各種観光サイトやブログ等でもとりあげられている
地域の顔・シンボルとして特に優れた特徴を有するもの	×	特筆事項なし
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	年間を通じて大規模な祭事があり、利用者に広く親しまれている
周辺景観と調和しているもの	○	滝不動風致地区。自然環境・歴史景観等に配慮されている
住民や利用者（来訪者）に認知され、人を集めているもの	○	寺全体として観光名所となっている 大師堂はかつて本堂として利用されていた

## 指定候補②

名 称：印内八坂神社のイチョウ

所在地：船橋市印内2-7-8

種 類：樹木

・樹 齢： 約300年

・高 さ： 約24m

・幹回り： 3.82m



・樹 勢： 良好

・所 見： 柵によって根本が保護されている。剪定跡に樹形の崩れあり

## 指定候補②



## 指定候補②

### 調査内容（印内八坂神社のイチヨウ）

指定理由	所有者（印内八坂神社）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"><li>船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例で定める「指定樹木」から選定</li></ul> <p>【指定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>印内八坂神社には、「指定樹木」として保存対象となっている樹木が複数存在し、自然に関する景観特性を有する</li><li>中でも参道の正面にある当樹木は神社の歴史と共に歩んできた象徴的な巨木である</li><li>社殿や狛犬と一体化し、歴史的特徴が表れた景観を構成しており、地域住民や来訪者に親しまれている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>神社は享保18年(1733年)に創建され、樹木はその頃から存在していたと推測される</li><li>明治・大正時代には亀戸・浦安・幕張にも同神社の講社が存在し、印内まで多くの参拝者があった</li><li>防護柵を設置し、定期的に剪定を行っている</li></ul>
	<p>その他関係者へのヒアリング</p> <p>(意見募集の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>

# 指定候補②

## 評価シート（印内八坂神社のイチョウ）

確認事項	判定	判定理由
指定対象が樹木である	○	樹木である
公共の場所から望見できる	○	公共に開放された神社
評価指標	評価	評価理由
指定・登録文化財に該当するもの	×	該当なし
「保存樹木」「指定樹木」に該当するもの	○	昭和54年に「指定樹木」指定
自然・田園に関する景観特性を有するもの	○	境内には当該樹木を含め、「指定樹木」が6本あり、自然に関する景観特性あり
歴史的・文化的な特性が表れたもの	○	樹齢約300年。社殿・狛犬等と景観を一体としており、景観計画の「歴史・文化の景観」を有する。
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	○	神社の歴史について各種観光サイトやブログ等でとりあげられており、樹木についても併せて紹介される記事あり
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの	×	特筆事項なし
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	参道の正面に位置する。神社では毎年祭が開催されている
周辺景観と調和しているもの	○	境内には当該樹木を含め、「指定樹木」が6本あり、地域の景観形成に活かしつつ、自然環境との共生に配慮している
住民や利用者（来訪者）に認知され、目的性を持つもの	○	寺全体として観光名所となっている。樹木は「指定樹木」として保存対象となっている

## 指定候補③

名 称：正伯公園のクスノキ	・樹 齢： 約130年 ・高 さ： 約14.5m ・幹回り： 4.61m
所在地：船橋市薬円台5 - 2 1	
種 類：樹木	
	

- ・樹 勢： やや不良
- ・所 見： 葉量が少ない・枯れ枝・幹色に生気がない状態が見られるが、腐りなどはないため精密診断は不要

# 指定候補③



# 指定候補③

## 調査内容（正伯公園のクスノキ）

指定理由	所有者（公園緑地課）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの応募</li> </ul> <p>【応募理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって貴重な木陰として癒されている</li> <li>・保育園児の遊び場やヨガ教室の会場などになっている</li> </ul> <p>【指定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和49年の公園開園当初より、半世紀近くにわたり同園の風景の一部として定着しており、地域住民に親しまれている</li> <li>・公園内で最も大きく育った枝ぶりは貴重な木陰を提供している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な公園樹木</li> <li>・公園にはクスノキやイチョウ等の樹木があり、応募された樹木は最も大きいもの</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">その他関係者へのヒアリング</p> <p>（薬円台公民館、郷土資料館）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該樹木に関する資料なし</li> </ul> <p>（薬円台第一町会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や近隣の高齢者へ聞き取りしたが、特筆するエピソードなし</li> <li>・40年以上前から存在する樹木であり、木陰として利用され、親しまれている。</li> </ul> <p>（意見募集の結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

# 指定候補③

## 評価シート（正伯公園のクスノキ）

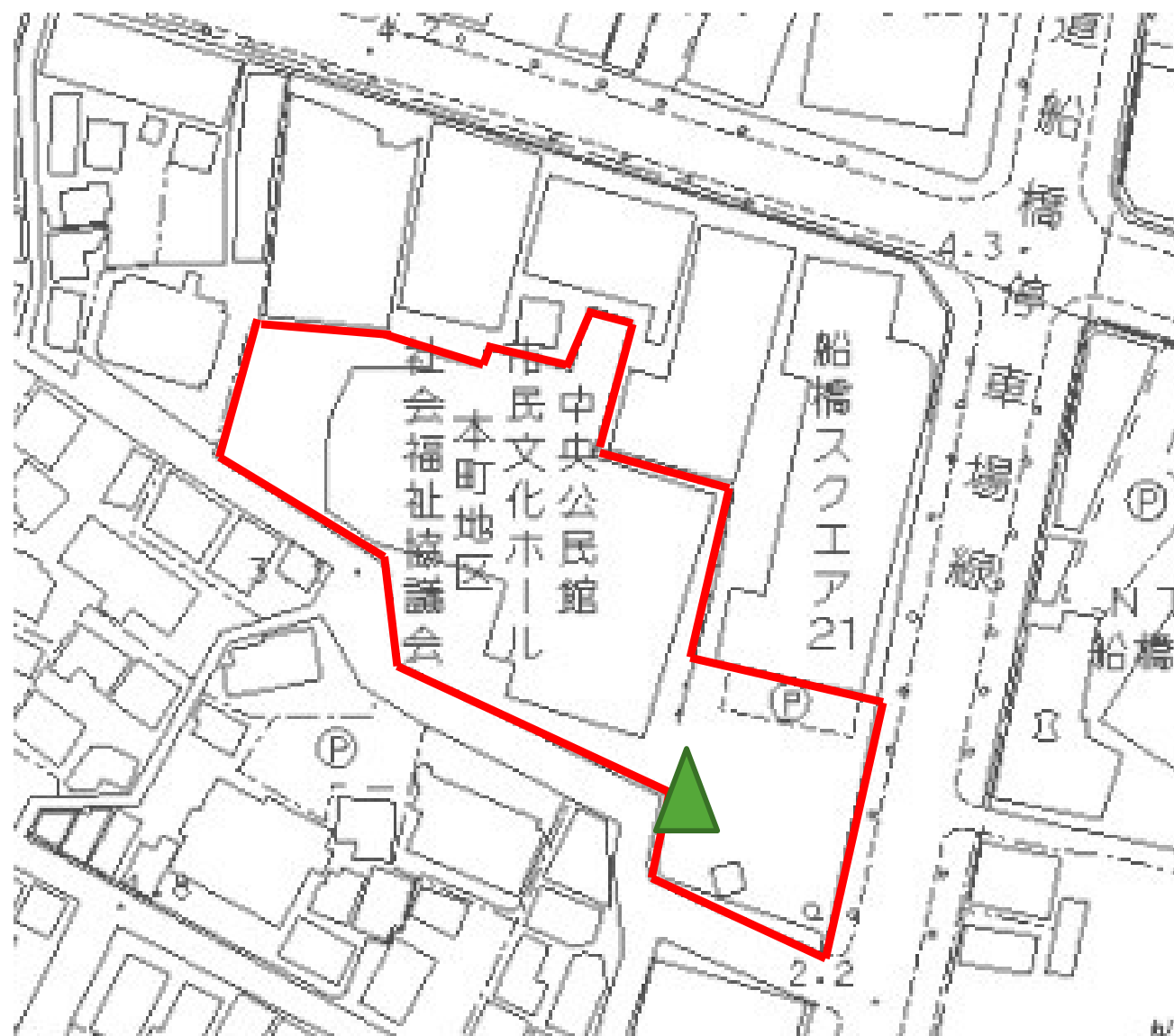
確認事項	判定	判定理由
応募内容（指定対象等）	○	樹木である。応募者情報・応募理由に不備なし
公共の場所から望見できる	○	公共の公園
評価指標	評価	評価理由
指定・登録文化財に該当するもの	×	該当なし
「保存樹木」「指定樹木」に該当するもの	×	該当なし
自然・田園に関する景観特性を有するもの	○	公園緑地として自然の景観特性あり
歴史的・文化的な特性が表れたもの	×	該当なし
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	×	該当なし
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの	×	特筆事項なし
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	昭和49年の公園開園当初から存在する貴重な木陰として利用されている
周辺景観と調和しているもの	○	区画整理に伴い開設された公園で周辺建築物との調和に配慮されている
住民や利用者（来訪者）に認知され、目的性を持つもの	○	公園内の最も大きい樹木として認知されており、公園に訪れたいという景観要素となっている

## 指定候補④

名 称：中央公民館前広場のキョウチクトウ	・樹 齢： 約100年 ・高 さ： 約5.6m ・幹回り： 0.26～0.37m
所在地：船橋市本町2-2-5	
種 類：樹木	
	

- ・樹 勢： 良好
- ・所 見： 太宰治が植えたもので石碑が設置されており景観的価値が高い  
傾きのある幹あり

# 指定候補④



▲…候補

# 指定候補④

## 調査内容（中央公民館前広場のキョウチクトウ）

指定理由	所有者（中央公民館）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年第3定例議会で指定の推薦があったことから選定</li> </ul> <p>【推薦理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夾竹桃は太宰が確かにこの船橋に住んだという生き証人である</li> <li>・指定により適切な管理と保全を講じてほしい</li> </ul> <p>【指定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太宰治が昭和10年7月～昭和11年10月にかけて、転地療養のため船橋に居住していた際に、旧居に植えていたとされ、歴史的・文化的な特性を有する</li> <li>・太宰の死後、昭和43年に旧居が解体される際、その文化的価値から夾竹桃は保存され、昭和58年に中央公民館へ移植された</li> <li>・船橋市内の観光名所の1つとして認知され、来訪者に親しまれている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化課資料によれば、太宰は著書の中で「私には千葉船橋町の家が最も愛着が深かった」と記しており、船橋を去る際は泣きながら夾竹桃への愛着を示した、等のエピソードあり</li> <li>・中央公民館は現在改築中であるため、立入不可であるが、仮囲いの外から望見することは可能</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">その他関係者へのヒアリング</p> <p>(意見募集の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

# 指定候補④

## 評価シート（中央公民館前広場のキョウクトウ）

確認事項	判定	判定理由
指定対象が樹木である	○	樹木である
公共の場所から望見できる	○	公共に開放された公民館（改装期間中は立入不可であるが、透明の仮囲いにより望見することは可能）
評価指標	評価	評価理由
指定・登録文化財に該当するもの	×	該当なし
「保存樹木」「指定樹木」に該当するもの	×	該当なし
自然・田園に関する景観特性を有するもの	×	該当なし
歴史的・文化的な特性が表れたもの	○	太宰治が自宅に植樹していたものであり、文化的価値あり
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	○	太宰治にまつわる樹木として、市HPや各種観光サイト、ブログ等でとりあげられている
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの	×	特筆事項なし
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	作家太宰治にまつわる樹木として住民や公民館利用者に親しまれている
周辺景観と調和しているもの	○	公民館及び文化ホールの敷地の一画に作られた広場であり、周辺景観に対し配慮あり
住民や利用者（来訪者）に認知され、目的性を持つもの	○	太宰治にまつわる樹木として観光名所となっている

# 指定までの流れ

